

## 静岡市行政不服審査法等施行条例の制定について

静岡市行政不服審査法等施行条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市行政不服審査法等施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）等の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(弁明書の添付書類)

第2条 処分庁は、法第29条第3項第1号に規定する弁明書を提出する場合において、次に掲げる書類を保有するときは、当該弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 静岡市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(手数料の額)

第3条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定による閲覧に係る手数料は、静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の規定にかかわらず、無料とする。

2 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「政令」という。）第11条第1号又は第2号に掲げる交付の方法 日本工業規格A列3番までの大きさの用紙に複写し、又は出力する場合にあっては1枚につき10円（カラーで複写し、又は出力する場合にあっては、50円）とし、日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙に複写し、又は出力する場合に

あつては実費とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

- (2) 政令第11条第3号に掲げる交付の方法 同条第1号又は第2号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

(交付手数料の減免)

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による手数料の減額又は免除は、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる場合にすることができる。

- 2 前項に規定する手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

- 3 前項の書面には、同項に規定する者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(静岡市行政不服審査会)

第5条 法第81条第1項の規定に基づき本市に設置する機関の名称は、静岡市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

第6条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第7条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第10条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(提出資料の閲覧手数料への準用)

第11条 第3条第1項の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧に係る手数料について準用する。

(交付の求め)

第12条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- (1) 交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
- (2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）
- (3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第16条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(交付の方法)

第13条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

- (1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(提出資料の交付手数料の額)

第14条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する条例で定める手数料の額は、日本工業規格A列3番までの大きさの用紙に複写し、又は出力する場合にあつては1枚につき10円(カラーで複写し、又は出力する場合にあつては、50円)とし、日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙に複写し、又は出力する場合にあつては実費とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(提出資料の交付手数料の減免)

第15条 第4条の規定は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定による手数料の減額又は免除について準用する。この場合において、第4条第2項中「法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第81条第3項において準用する法第78条第1項」と読み替えるものとする。

(送付による交付)

第16条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、第14条に規定する手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第18条 第5条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第19条 第7条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。